

社団法人 茨城県公害防止協会

[法人の概要]

平成18年7月1日現在

| | | | | |
|-----------|--|------------|--|------|
| 代表者名 | 会長 角田 芳夫(非常勤) | 県所管部課 | 生活環境部 環境政策課 | |
| 所在地 | 水戸市元吉田町1736番地20 | 電話番号 | 029-248-7431 | |
| ホームページURL | http://business2.plala.or.jp/ibakobo/ | E-mailアドレス | ibakobo@atlas.plala.or.jp | |
| 資本金(基本財産) | 一 千円 | 設立年月日 | 1975年10月1日 | |
| 主な出資者 | 出資順位 | 出 資 者 名 | 出資額 | 出資比率 |
| | 1 | | 一 千円 | 一 % |
| | 2 | | 一 千円 | 一 % |
| | 3 | | 一 千円 | 一 % |
| | 4 | | 一 千円 | 一 % |
| | 5 | | 一 千円 | 一 % |
| | その他 | 団体 | 一 千円 | 一 % |
| 設 立 的 目 的 | 昭和44年8月、県議会は「公害対策特別委員会」を設置して各種実態調査を行い、官民一体となった公害防止組織の設立の必要性について指摘、昭和50年10月に民法34条の認可を受けて設立した。公害防止のための活動や環境保全に関する測定分析、環境監視、調査研究、技術開発、指導提言等を行う。県は公益事業を推進する費用の一部を補助している。 | | | |

[事業の概要]

| 事業名 | 平成18年度事業費 | 内 容 |
|----------|------------|--|
| 事業1 公益事業 | 80,095 千円 | 茨城県地球温暖化防止活動推進センターの指定を受けて温暖化防止の事業を本格化するほか以下の公益事業を実施する。環境行事、環境保全活動等への参加。広報誌の発行や環境関連図書の斡旋配布、県と共催のエコカレッジ及び環境技術支援事業の実施。国家試験準備講習会、環境保全推進担当者研修会等の開催。 |
| 事業2 収益事業 | 571,575 千円 | 「環境保全コンサルタント事業の実施」 排水、排ガス、廃棄物や騒音、振動、臭気等の測定分析。大気汚染、航空機騒音、公共用水域の監視観測。自動車排ガス等の環境モニタリング調査。廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査。その他各種環境実態調査。 |
| 事業3 | 千円 | |

[組織]

| 7月1日現在の人数 | 平成16年 | | 平成17年 | | 平成18年 | | |
|-------------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 県派遣 | 県OB | 県派遣 | 県OB | 県派遣 | 県OB | |
| 役員 | 常勤理事 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| | 非常勤理事 | 25 | 0 | 0 | 25 | 0 | 0 |
| | 常勤監事 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 非常勤監事 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| | 計 | 28 | 0 | 1 | 28 | 0 | 1 |
| 職員 | 管理職 | 7 | 1 | 1 | 11 | 1 | 1 |
| | 一般職 | 30 | 0 | 0 | 27 | 0 | 0 |
| | 臨時職員 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 嘱託職員 | 11 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| | 計 | 50 | 1 | 1 | 46 | 1 | 1 |
| 当期常勤職員の年齢構成 | 20代以下 | 30代 | 40代 | 50代以上 | 合計 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
| | 4 | 20 | 11 | 10 | 45 | 40歳8月 | 14年0月 |

[収支の状況]

社団法人 茨城県公害防止協会

(単位:千円)

| 区 分 | | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|-----------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 収 支 の 状 況 | 収入合計 | 648,147 | 674,087 | 674,976 |
| | 事業収入 | 617,050 | 646,737 | 626,601 |
| | 事業外収入 | 31,097 | 27,350 | 48,375 |
| | 支出合計 | 592,444 | 642,437 | 624,974 |
| | 事業支出 | 352,794 | 401,393 | 364,504 |
| | 事業外支出 | 239,650 | 241,044 | 260,470 |
| | うち管理費 | 158,746 | 144,730 | 144,769 |
| | うち人件費 | 287,814 | 295,513 | 290,470 |
| | 当期収支差額 | 55,703 | 31,650 | 50,002 |
| | 正味財産増加額 | 0 | 0 | 0 |
| 正味財産減少額 | 21,733 | 14,820 | 30,583 | |
| 当期正味財産増減額 | 33,970 | 16,830 | 19,419 | |
| 前期繰越正味財産 | 868,256 | 902,226 | 919,056 | |
| 期末正味財産 | 902,226 | 919,056 | 938,475 | |
| 財 産 の 状 況 | 資産 | 1,133,364 | 1,185,893 | 1,250,123 |
| | 流動資産 | 597,817 | 606,631 | 665,726 |
| | 固定資産 | 535,547 | 579,262 | 584,397 |
| | 負債 | 231,138 | 266,837 | 311,648 |
| | 流動負債 | 36,966 | 57,078 | 70,072 |
| | うち短期借入金 | 0 | 0 | 0 |
| | 固定負債 | 194,172 | 209,759 | 241,576 |
| | うち長期借入金 | 0 | 0 | 0 |
| 正味財産 | 902,226 | 919,056 | 938,475 | |

[財的関与の状況]

(単位:千円)

| 区 分 | | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|----------------------------|-------------|---------|---------|---------|
| 財 的 関 与 状 況 | 補助金 | 3,825 | 3,826 | 3,462 |
| | 委託金 | 219,105 | 266,223 | 217,895 |
| | 貸付金 | | | |
| | 計 | 222,930 | 270,049 | 221,357 |
| | 財政的関与の割合(%) | 34% | 40% | 33% |
| | 損失補償・債務保証 | | | |

[平成17年度の補助金等の目的・内容等]

| 支 出 項 目 | 目 的 ・ 内 容 ・ 効 果 |
|---------|---|
| 補助金 | 公益事業を推進するための費用に対する補助事業。 |
| 委託金 | 水質測定業務36件144百万円, 大気測定業務10件20百万円, 企画調査業務8件31百万円, 保守管理業務5件21百万円, 技術支援事業1件2百万円, 合計60件218百万円。 |
| 貸付金 | |

[評点集計]

| 評価の視点 | 評価項目数 | 評点 | 満点 | 得点率 |
|----------|-------|----|----|--------|
| 計画性 | 4 | 8 | 8 | 100.0% |
| 目的適合性 | 5 | 3 | 14 | 21.4% |
| 組織運営の適正性 | 4 | 8 | 8 | 100.0% |
| 健全性 | 11 | 16 | 40 | 40.0% |
| 効率性 | 8 | 6 | 28 | 21.4% |
| 合計 | 32 | 41 | 98 | 41.8% |

公益法人会計用

社団法人 茨城県公害防止協会

警戒指標

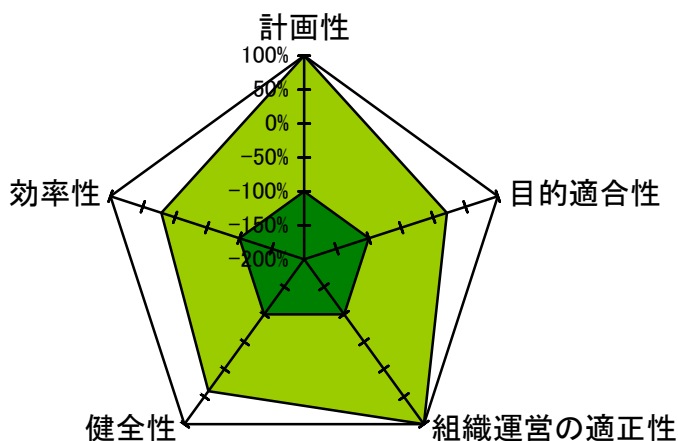
| |
|--|
| |
|--|

《評価の視点》

| | |
|----------|---|
| 計画性 | 経営目的、経営方針が各種計画に反映され、計画・実行・見直しが行われているか |
| 目的適合性 | 法人が行っている事業と当初の設立目的が適合しているか |
| 組織運営の適正性 | 組織、人事、財務等の内部管理体制が適切に整備・運用され、かつ情報公開による透明性の確保が適切か |
| 健全性 | 法人の財務体質が健全であるか、また、各事業の採算性がとれているか |
| 効率性 | 組織の管理運営上における人的・物的な経営資源が有効活用されているか |

各評価項目については、「出資法人等経営評価指標及び評価基準等」を参照

経営評価レーダーチャート



[法人の自己評価(経営概況, 経営上の課題・対策等)]

| 計画性 | 目的適合性 | 組織運営の適正性 | 健全性 | 効率性 |
|--|--|---|--|--|
| 公益法人の制度改革、競争の激化等経営環境は年々厳しさを増している。環境の変化に対応した計画的、効率的な協会運営を推進し、公益法人として健全で安定した経営の確保に努める。 | 公益事業比率の向上が課題であり、地球温暖化防止活動推進センターの事業を強化しながら、普及啓発、研修事業等の充実拡大に努める。また、環境保全に貢献できる新たな業務分野の研究開発を図る。 | 移転統合を機にスリムで効率的な組織に改編した。専任の職員を増員配置して温暖化センターの事業を本格化させて、公益事業比率の改善を進めた。また、ホームページを積極的に活用して情報の提供に努める。 | 総資産の増加による自己資本比率の低下や、地価の下落による土地の含み損の発生等があるが、移転統合の合理化効果により収益構造が改善しており、引き続き財務面の健全性は維持できる。 | 人件費関連項目の改善が課題であり、移転統合を機に組織を改編して職員の削減も同時に実施した。今後は人的・物的な経営資源を有効活用して効率性の改善に努める。 |
| 今後の事業展開の方向 | 入札単価の下落など経営環境は厳しさを増して事業収入は減少傾向にあるが、移転統合による経営の合理化はじめ構造改革を進めて協会の安定経営に努めている。 公害防止や環境保全に関する普及啓発等の公益事業と地球温暖化防止活動推進センター事業の充実と拡大に努めて、公益事業比率の向上を図る計画である。 公益事業は環境行政を補完する役割があり、民間業者は容易に行い得ない業務であり、公益法人の特性を活かして今後とも積極的に事業を展開していく。また、公益事業を推進する費用は会員企業の会費ほか、大半は収益事業からの寄付金により賅う自主運営であり、寄付を継続していける収益事業の効率的で安定した健全経営にも努める方針。 | | | |

[法人を担当する課の意見]

| 計画性 | | 目的適合性 | 組織運営の適正性 | 健全性 | 効率性 |
|---|--|---|---|--|--|
| <p>公益法人制度改革の動向を踏まえ、新制度施行に向けた準備に万全を期するよう、努める必要がある。</p> | | <p>環境問題の質的な変化や民間企業の成長等の社会経済情勢の変化を踏まえ、協会の社会的役割や事業内容、法人形態などあらゆる角度から、検証・検討を行う必要がある。</p> | <p>社会経済情勢の変化を踏まえ、組織体制や法人名称について検討を行う必要がある。また、引き続き効率的な組織運営を推進していくとともに、より積極的な情報公開に努める必要がある。</p> | <p>安定的な法人運営を図るため、引き続き健全な財務体質を維持する必要がある。</p> | <p>安定的な法人運営を維持するため、引き続き業務の効率化・合理化を図る必要がある。</p> |
| 第4次行財政改革大綱等の推進工程 | 推進事項 | <p>1 公益事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止活動推進センターの取り組みの充実・強化を図る。 〔 県地球温暖化温暖化防止行動計画の目標年次である 〕 平成22年度に向け、段階的に取り組む。 引き続き、環境情報の提供、環境学習、環境管理・環境技術支援、講習・研修事業の充実・強化を図る。 <p>2 県関与の見直し</p> <p>協会の自主的・自立的な運営を促進するため、県の人的関与を縮減する。</p> | | | |
| | | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | |
| | 計画 | <ul style="list-style-type: none"> 省エネキャンペーンや研修会の開催など、県民や事業者、地域団体等に対する普及啓発や活動支援の実施 会員数の増大 (平成18年度年間目標:790会員) 人的・財政的援助の見直し (副知事の団体代表兼職の見直し) | <ul style="list-style-type: none"> 省エネキャンペーンや研修会の開催など、県民や事業者、地域団体等に対する普及啓発や活動支援の実施 会員数の増大 (平成19年度年間目標:792会員) 人的・財政的援助の見直し (現職県職員派遣の廃止) | <ul style="list-style-type: none"> 省エネキャンペーンや研修会の開催など、県民や事業者、地域団体等に対する普及啓発や活動支援の実施 会員数の増大 (平成20年度年間目標:795会員) | |
| | 取組状況 | — | — | — | |
| 法人担当課の意見 | <p>協会がこれまでの事業活動を通して蓄積してきた様々な技術やノウハウ、ネットワーク等を活かし、本県の環境行政のために引き続き必要な機能を担うことができるよう、公益法人制度改革における様々な課題の検討に着手する等、新制度施行に向けた準備に万全を期す必要がある。</p> | | | | |

[総合評価]

| | |
|-------------|--|
| 取組みを強化すべき視点 | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px;">計画性</div> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">目的適合性</div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px;">組織運営の適正性</div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px;">健全性</div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px;">効率性</div> </div> |
| 総合的所見等 | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px;">概ね良好</div> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">改善の余地がある</div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px;">緊急の改善措置が必要</div> </div> |
| | <p>当法人は、環境保全に係わる測定分析等の事業を行っているが、公益法人として求められている収支の均衡等が図られておらず、事業内容も営利企業の事業と競合していることなど、国が定めた指導監督基準上の課題が生じている。</p> <p>このため、収支均衡を図るような団体運営に努めるとともに公益事業の充実等への取り組みが求められる。</p> <p>また、団体運営については、自立的で責任ある経営体制の確立という観点から、県関係職員の派遣の必要性を検証し、早期に縮減する必要がある。</p> <p>公益法人制度改革への対応は、今後の法人のあり方を決定付ける最重要課題であることから、法人としての社会的役割や存在意義等について、あらゆる角度からの検証を行い、今日の社会経済情勢の変化に適合した組織や事業内容及び法人名称となるよう早急な見直しへの取り組みが求められる。</p> |

| | |
|-------------|---|
| 総合的所見等に係る対応 | <p>当法人が公益法人としてこれまで蓄積してきた様々な技術や情報、ノウハウ等を、環境保全活動に還元することができるよう、市町村や各種団体等との共同事業の実施や、企業の環境マネジメント支援事業等への取り組みを一層強化するよう、当法人を指導していきたい。</p> <p>また、県関係職員の派遣については、第4次茨城県行財政改革大綱を踏まえ、大綱の計画期間中である平成19年度末に現役職員の派遣を廃止する。</p> <p>公益法人制度改革への対応については、当法人を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、法人自らが社会的役割や事業内容、さらには法人形態などについてあらゆる角度からの検証・検討を行い、社員総会等において決定するよう指導していく。また、法人名称についても、近年の環境問題が公害対策から環境保全に変化していることを踏まえ、改称を含め、具体的な検討を進めるよう、当法人を指導する。</p> |
|-------------|---|

< 社団法人 茨城県公害防止協会 から県民のみなさまへ >

当協会は法人設立以来、公害防止や環境保全に関する公益事業の充実と拡大に努めてまいりましたが、平成16年に地球温暖化防止活動推進センターの指定を受けましたので、センター事業をさらに充実させる一方、社会情勢の変化に適合した事業運営に努めまして、公益法人としての役割を果たしてまいります。

公益法人制度改革への対応につきましては、改革内容の詳細について情報収集に努めながら、協会としての対応について外部有識者や会員企業の意見を踏まえ、県の指導を仰ぎながら十分な検討・検証を行い、適切に対応していくことといたします。

平成19年2月 会長 澁谷 勲